



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 44 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則

(会 計 課)

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (規則第69号)

1 規則の概要

指定金融機関等に係る会計検査の提出書類を廃止することとした。(第133条・様式第79号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第69号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) の一部を次のように改正する。

第133条を次のように改める。

(会計検査の提出書類)

第133条 出納員、収入分任出納員及び物品分任出納員は、会計検査の際に出納保管額調書 (様式第78号) を会計検査員に提出しなければならない。

様式目次中「様式第79号 (第133条) 現金受払額調書」を「様式第79号 削除」に改める。

様式第79号を次のように改める。

様式第79号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

